

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	収納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和5年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納管理に関する事務
②事務の概要	伊万里市では、地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を納税者ごとにまとめた集合徴収市税や軽自動車税などの地方税、保育料、住宅使用料などの料金に関する各賦課所管で発生した賦課情報を引き継ぎ、税金・料金の徴収に係る事務を行う。間違っ納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。具体的には、 ①賦課所管より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税(付)義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理(公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、当該口座情報を情報照会) ④滞納者を調査し、督促・催告処理 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し
③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理 2. Acrocity行政基本 3. MICJET番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 地方税ポータル(eLTAX)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)収納情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)公的給付支給等口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納管理課
②所属長の役職名	収納管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 収納管理課 収納管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2152

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 関連情報-5-②	多久島 功	松尾 公弘	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月25日	II しきい値判断項目-1	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成28年8月25日	II しきい値判断項目-2	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	I 関連情報-5-②	松尾 公弘	税務課長	事後	役職名への変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目-1	平成28年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目-2	平成28年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報-7	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和3年7月10日	評価実施機関名	佐賀県伊万里市	佐賀県伊万里市長	事後	評価書の見直しによる変更
令和3年7月10日	II しきい値判断項目-1	令和1年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和3年7月10日	II しきい値判断項目-2	令和1年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	I 関連情報-5-①	総務部税務課	総務部収納管理課	事後	機構改革に伴う部署名の変更
令和4年8月12日	I 関連情報-5-②	税務課長	収納管理課長	事後	機構改革に伴う役職名の変更
令和4年8月12日	I 関連情報-8	総務部 税務課 収納対策室 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総務部 収納管理課 収納管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2152	事後	機構改革に伴う部署名の変更
令和4年8月12日	II しきい値判断項目-1	令和3年6月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	II しきい値判断項目-2	令和3年6月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	IV リスク対策-8	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	令和3年度内部監査実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	I 関連情報-1-②	伊万里市では、地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を納税者ごとにまとめた集合徴収市税や軽自動車税などの地方税、保育料、住宅使用料などの料金に関する各賦課所管で発生した賦課情報を引き継ぎ、税金・料金の徴収に係る事務を行う。間違っ て納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。具体的には、 ①賦課所管より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税(付)義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理 ④滞納者を調査し、督促・催告処理 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し	伊万里市では、地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税などの地方税、保育料、住宅使用料などの料金に関する各賦課所管で発生した賦課情報を引き継ぎ、税金・料金の徴収に係る事務を行う。間違っ て納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。具体的には、 ①賦課所管より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税(付)義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理(公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、当該口座情報を情報照会) ④滞納者を調査し、督促・催告処理 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し	事前	新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)の追加
令和5年5月26日	I 関連情報-1-③	1. Acrocity総合収納管理 2. Acrocity行政基本 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ	1. Acrocity総合収納管理 2. Acrocity行政基本 3. MICJET番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバ 5. 地方税ポータルシステム(eLTAX)	事前	新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)等の追加
令和5年5月26日	I 関連情報-2	(1)収納情報ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)収納情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)公金給付支給等口座情報ファイル	事前	新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)の追加
令和5年5月26日	I 関連情報-4-②	番号法第19条第7号 別表第2第27項	番号法第19条第8号 別表第2第27項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条	事前	番号法改正(R3.9.1施行)に伴う号修正 新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)の追加
令和5年5月26日	II しきい値判断項目-1	令和4年7月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	II しきい値判断項目-2	令和4年7月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和5年5月26日	IV リスク対策-6	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事前	新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)の追加
令和5年5月26日	IV リスク対策-6		十分である	事前	新たに情報照会を行う事務(公金受取口座情報利用)の追加